

定 款

一般社団法人 姫山



一般社団法人 姫山 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 姫山と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、働く意欲のある障害を持つ方々に就労の場を提供するとともに、就労継続、一般企業への就職に向けた訓練をし、作業能力の向上、社会性を身に付け、社会的経済的自立を目指すためのサービスを提供することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 法に基づく障害福祉サービス事業
2. 法に基づく一般相談支援事業
3. 身体障害者の農作業（果樹園）指導サービス事業
4. 障害者及び高齢者の趣味活動、社会参加活動の援助サービス事業
5. 生活困窮者、障害者、単身生宿する高齢者の社会参加活動の援助サービス事業
6. カバン、小物等の皮革製品、日用品等の企画、開発、設計、製造、生産、販売、販売請負、受発注並びに在庫管理、品質管理及びコンサルタント業務
7. 花・苗の販売
8. 自家用有償旅客運送事業
9. 一般乗用旅客自動車運送事業
10. 建物内外の保守、管理及び清掃事業
11. 住宅の改修に関する相談
12. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業



(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反す



る行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。



(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内
監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。



(任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

- 第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第24条 役員の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

- 第26条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。



(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。



第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、



総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年5月31日までとする。

(設立時の役員等)

第40条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	星	長	隆
設立時理事	星	長	芳信
設立時理事	星	長	伸典
設立時監事	星	長	憲子

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名及び住所)

第41条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

星長 隆	兵庫県姫路市花田町加納原田451番地1
星長芳信	兵庫県加古川市加古川町美乃利124番地の1 ブランドール加古川306号
星長伸典	兵庫県姫路市花田町加納原田451番地1
星長憲子	兵庫県姫路市花田町加納原田451番地1



(法令の準拠)


第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人姫山設立のため、設立時社員星長 隆、外3名の定款作成代理人司法書士井上芳憲は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年 7月20日

兵庫県姫路市花田町加納原田451番地1
設立時社員 星 長 隆
兵庫県加古川市加古川町美乃利124番地の1
ブランドール加古川306号
設立時社員 星 長 芳 信
兵庫県姫路市花田町加納原田451番地1
設立時社員 星 長 伸 典
兵庫県姫路市花田町加納原田451番地1
設立時社員 星 長 憲 子

上記設立時社員の定款作成代理人

兵庫県姫路市堺町14番地
司法書士 井 上 芳 憲 
(登録番号 兵庫 第695号)

同一の情報の提供

提供の日付：2014年7月24日

公証人：平 田 建 喜



所属法務局：神戸地方法務局

公証役場：姫路西公証役場

兵庫県姫路市北条口2丁目18番地（宮本ビル2F）

請求対象の登簿管理番号：14 - 1706000402000578

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2014年7月24日

請求対象の処理公証人：平 田 建 喜

所属法務局：神戸地方法務局

公証役場：姫路西公証役場

兵庫県姫路市北条口2丁目18番地（宮本ビル2F）

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。